

新規登録時に必要な要件及び書類は以下のとおりです。

一つの法人が、複数の事業所において事業を実施する場合は、事業所ごとに登録申請が必要となります。

複数の事業を同時に申請する場合は、事業の種類によって一部ずつ必要書類を添付してください。(写し可)

事業の種類	登録要件	登録時の必要書類
移動支援	次のいずれかに該当すること。 (1) 法に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業所であること。 (2) 居宅介護等に係る基準該当障害福祉サービス事業所であること。 (3) その他福祉事務所長が認める事業所であること。	(1) 申請者の登記事項証明書 (2) 事業所の運営規程 (3) 従業者の勤務体制及び勤務形態を示すもの (4) 登録基準に掲げるサービス事業所であることを証する書類 (5) サービス提供責任者の研修修了を示すもの
日中一時支援	次のいずれかに該当すること。 (1) 法に規定する生活介護、短期入所、障害者支援施設、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害サービス事業所であること。 (2) 上記のうち、基準該当障害福祉サービス事業所であること。 (3) 法に規定する地域活動支援センターであること。 (4) 児童福祉法に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業所であること。 (5) その他福祉事務所長が認める事業所であること。	(1) 申請者の登記事項証明書 (2) 事業所の運営規程 (3) 従業者の勤務体制及び勤務形態を示すもの (4) 事業所の平面図 (5) 登録基準に掲げるサービス事業所又は障害児通所支援事業所であることを証する書類
訪問入浴サービス	介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護に係る居宅サービス事業所であること。	(1) 申請者の登記事項証明書 (2) 事業所の運営規程 (3) 従業者の勤務体制及び勤務形態を示すもの (4) 登録基準に掲げる指定居宅サービス事業所であることを証する書類

※上記における法とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成一七年法律第二百二十三号）をいいます。